

横浜市旭区民文化センター
指定管理者選定評価委員会
審査報告書

平成 27 年 8 月

1 経 緯

横浜市旭区民文化センター「サンハート」の指定管理者の選定にあたり、横浜市旭区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類の審査や公開ヒアリングの開催を行ってまいりました。

この度、選定評価委員会による審査が終了し、第1位候補者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

なお、この報告書は公開を前提としており、「横浜市旭区民文化センター第三期指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）では、団体名と審査における評点を旭区地域振興課ホームページで公表することとしています。

2 横浜市旭区民文化センター指定管理者選定評価委員会 選定委員

委員長 石田 麻子（昭和音楽大学教授）

委 員 葛西 芳恵（税理士）

委 員 富野 良視（公益財団法人神奈川芸術文化財団事務局次長）

委 員 内田 恒作（二俣川地区連合自治会会长）

委 員 山本 育三（旭区文化振興会副会長）

3 指定候補者選定の経過

項 目	年 月 日
●第1回横浜市旭区民文化センター指定管理者選定評価委員会 (指定管理者の選定スケジュールの確定、公募要項等の検討)	平成27年5月18日(月)
公募要項に関する質問受付(18件)	平成27年6月15日(月)～ 6月23日(火)
公募要項に関する質問に対する回答	平成27年6月30日(火)
提案書類の受付(1団体)	平成27年7月7日(火)・8日(水)
●第2回横浜市旭区民文化センター指定管理者選定評価委員会 (公開ヒアリング及び審査)	平成27年7月29日(水)

4 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた「評価項目及び配点」に従って、応募団体から提出された提案書類を審査し、公開ヒアリングにおいて、応募団体からの提案説明及び選定評価委員による質疑を行い、第1位候補者を選定しました。

なお、点数については、各委員200点を持点とし、その合計点を評価点としました。

* 評価基準項目及び配点

配 点	評 価 基 準 項 目
10 点	① 団体の状況
	10点 ・団体の状況（財務状況含む）
20 点	② 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針
	10点 ・市の文化政策等への見解、応募理由
	10点 ・基本的な方針（ビジョン・ミッション含む）
20 点	③ 職員配置・育成
	20点 ・職員の確保、配置及び育成
55 点	④ 事業計画（調査、企画、実施）
	20点 ・文化芸術の鑑賞、創作活動の機会の提供等
	10点 ・市民協働、市民主体の活動の支援、地域人材育成等
	5点 ・市民の円滑な施設利用の促進
	15点 ・広報、プロモーション活動、情報提供
	5点 ・アイデア、ノウハウの一層の活用
35 点	⑤ 施設の運営
	25点 ・貸出業務への取組
	20点 ・要望、苦情への対応
30 点	⑥ 施設の管理
	15点 ・施設及び設備の維持保全及び管理並びに小破修繕への取組
	5点 ・事故防止体制、緊急時（防犯）の対応、感染症対策等衛生管理
	5点 ・防災に対する取組
	5点 ・個人情報保護や本市の重要施策を踏まえた取組等
30 点	⑦ 収支計画及び指定管理料
	10点 ・利用料金の考え方と具体的な料金設定、減免等の運用方法の考え方
	10点 ・指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力
	10点 ・5年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む）
200 点	

5 応募者の制限

応募団体（代表団体及び構成団体）について、公募要項に定める「欠格事項」に該当しないことを確認しました。

公募要項 5 公募の概要

(7) 応募条件等

イ 制限事項

次に該当する団体又は共同事業体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していること
- (イ) 会社更生法、民事再生法による更生・再生手続中であること
- (ウ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (オ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）その構成員の統制下にある団体であること
- (キ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合は、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

6 応募団体

1団体から応募がありました。団体の名称等は以下のとおりです。

団体名	構成団体名
相鉄・神奈川共立 共同事業体	株式会社 相鉄エージェンシー 相鉄企業 株式会社 株式会社 神奈川共立

7 審査結果

選定評価委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を第1位候補者と決定しました。

第1位候補者 相鉄・神奈川共立 共同事業体

8 評点

団体名	評価項目(配点)							
	① 40	② 80	③ 80	④ 220	⑤ 140	⑥ 120	⑦ 120	評点合計 800
相鉄・神奈川共立 共同事業体	34	60	60	156	88	103	86	587

※第2回選定評価委員会において、選定評価委員が1名欠席したため、4名の選定評価委員の評価となってしまったため、評点合計が200点×4人で800点満点となり、最低基準点も480点(60%)となっている。

- ① 団体の状況
- ② 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針
- ③ 職員配置・育成
- ④ 事業計画(調査、企画、実施)
- ⑤ 施設の運営
- ⑥ 施設の管理
- ⑦ 収支計画及び指定管理

9 審査講評

・ 相鉄・神奈川共立 共同事業体

現指定管理者としての経験に基づいた安定した施設運営が期待でき、これまでの実績が評価された。

事業計画の全体ビジョンは魅力的であるとともに、利用者数の減少傾向といった現状を踏まえた提案内容となっており、堅実性を感じる。

また、共同事業体構成各社の連携が図られており、各々の専門性を活かすことができる点も評価できる。

一方、今回の提案にあった若年層の利用者増に向けた取組等にやや具体性に欠ける部分があった。

さらには職員研修についても、前期の実績において接遇に課題があったため、スタッフの育成を重点課題として取り組まれたい。

今後も現状に満足することなく、高齢化が進んだ地域特性を踏まえた事業の企画や、区制50周年に向けた行政や地域との連携を通じてより良い施設運営を目指していただきたい。